

原爆症認定集団訴訟全面解決をめざして

「にんげんをかえせ」



【速報】

No. 8
5月29日

発行元	日本原水爆被害者団体協議会・原爆症認定集団訴訟全国原告団 原爆症認定集団訴訟全国弁護団	
連絡先	日本被団協 〒105-0012 東京都港区芝大 門1-3-5ゲイブルビル9階	: 03-3431-8098 FAX: 03-3431-2113 e-mail: kj3t-tnk@asahi-net.or.jp

原爆症認定集団訴訟はじめての高裁判決

6地裁判決に続き、仙台高裁でも原告勝訴！！

昨日（28日）、仙台高等裁判所で原告勝訴の判決が下されました。広島で被爆したことが原因で病気になったにもかかわらず、原爆症と認めないのは違法だとして、仙台市内の原告2名が原爆症不認定処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決がありました。仙台高裁は、不認定処分を取り消した一審の仙台地裁判決を支持、国の控訴を棄却しました。
判決の骨子もお送りいたします（本紙入れて3頁）。

その後、勝訴判決を受けて厚労省との協議に臨み、

以下の5点の申し入れをしました。

仙台高裁判決に従って上告を断念すること。

仙台高裁判決の趣旨を踏まえ、「審査の方針」を原爆被害の実態に即したものに再改訂すること。

仙台高裁判決を機に、全国の原爆症認定集団訴訟を一括解決すること。

これまでの被爆者切り捨ての認定行政を反省し、被爆者に謝罪すること。

厚生労働大臣が私たちと面談して、この申し入れに回答すること。

政府・厚労省が司法の判断を尊重し、上告を断念し、原告全員の救済を決断するよう、是非とも立法府の先生方のお力をお貸しください。

～明日（30日）注目の大阪高裁判決です！～

院内集会へのご参加をお願いいたします。主催：日本被団協など
6月2日（月）15：00～16：00 参院第1会議室